

海津市救急医療情報キット配布事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、通院医療機関、既往・現病歴及び服用医薬品名等の救急時に重要な情報を保管する救急医療情報キット（以下「キット」という。）を配布するために必要な事項を定めるものとする。

(キットの内容)

第2条 配布するキットの内容は次のとおりとする。

- (1) 保管容器
- (2) ステッカー
- (3) 救急情報用紙

(配布対象者)

第3条 キット配布条件は、海津市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する方とする。

- (1) 65歳以上の一人暮らし高齢者
- (2) 言語障がい及び聴覚障がい等によって意思疎通の困難な一人暮らしの方
- (3) 65歳以上の高齢者世帯
- (4) 一人暮らしではないものの、家族の高齢者及び意思疎通の困難な方等が一定の時間帯に一人になることから、キット配布を希望する世帯

(配布の申請)

第4条 キットの配布を受けようとする者は、救急医療情報キット配布申請書(様式第1号)により、消防長に申請しなければならない。

(配布の決定等)

第5条 消防長は、救急医療情報キット配布者名簿(様式第2号)を備え、前条の規定に該当するか否かを審査し、キット配布を決定した場合はこれに記載するものとする。

2 消防長は、前項の規定により救急医療情報キット配布者名簿を登録した方(以下「名簿登録者」という。)に対しキットを配布する。ただし、保管容器及びステッカーについては、名簿登録者が属する世帯に1セットとし、救急情報記録用紙は必要数を配布する。

3 消防長は、破損等再配布の必要があると認めたときは、キットを再配布することが出来る。

(費用負担)

第6条 キットは無償で配布する。

(キットの管理)

第7条 キットの配布を受けた方は、善良な管理のもとにキットを使用し、救急情報記録用紙の記載内容の更新に努めるとともに、譲渡または貸付けてはならないものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

付 則

この告示は、告示日より施行する。